

平成 23 年 7 月 12 日

各 位

株式会社 山形銀行

「東邦銀行お取引先の通帳等紛失物件の再発行手続」のお取次ぎについて

この度の東日本大震災により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞いを申しあげます。

現在、当行窓口におきまして、東日本大震災により被災地域から山形県内に避難されている他金融機関お取引先のお申出により、ご預金の払戻し(代理現金払戻し)を行っております。

今般、さらに、山形県内に避難されている東邦銀行お取引先への通帳・証書・キャッシュカードの再発行・改印手続につきまして、当行ほか地方銀行等、東邦銀行以外の一部銀行の窓口におきましても受付(取次ぎ)を行うことになりましたのでお知らせします。

記

1. 当行窓口におけるお取次ぎの内容

(1) お取次ぎの対象は、「東邦銀行で個人のお客さまにご契約いただいている口座」にかかる以下のお手続となります。ただし、東邦銀行様の判断によりまして、お取次ぎできない場合がありますので、ご了承ください。

① 紛失した通帳・証書・キャッシュカードの再発行

カードは、東邦バンクカード・東邦 Always 一体型キャッシュカードのみが対象です。

② 紛失した届出印鑑の改印

③ 既に紛失を届出している通帳・証書・キャッシュカード・印鑑の発見の届出

(2) お手続いただけるのは、東邦銀行のお客さまご本人またはご本人の法定代理人です。

(3) お手続に際しましては、お手持ちの通帳・証書・届出印鑑(紛失された場合は新しい印鑑)・キャッシュカード、ならびに運転免許証や健康保険証などご本人を確認できる書類を可能な限りご持参ください。

(4) 当行の窓口を通じて再発行通帳やキャッシュカードなどをお渡しいたしますので、通帳などのお受取りまで、10 日から 2 週間程度の日数をいただくことがございます。

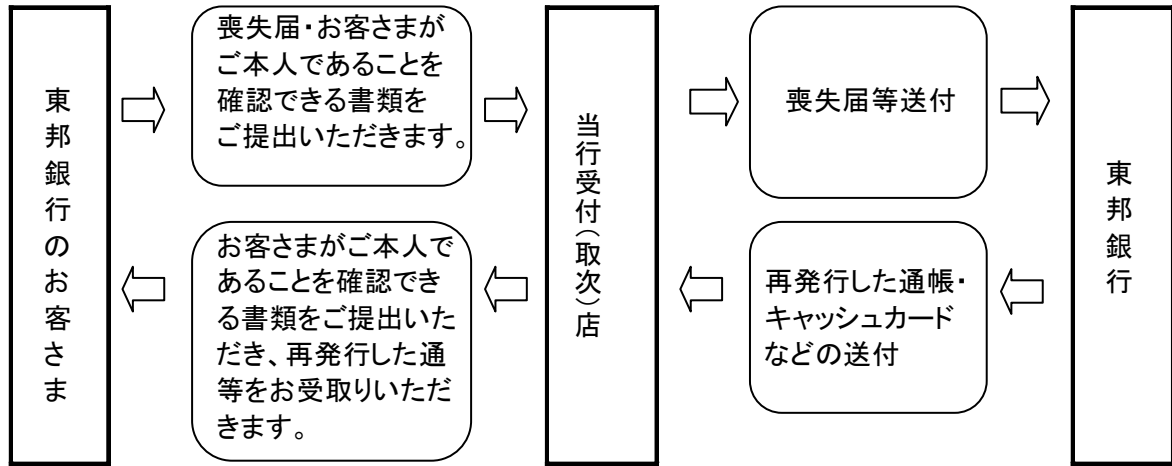
2. お取次ぎ開始日

平成 23 年 7 月 7 日(木)

当行でのお取次ぎ時間は、平日午前 9 時から午後 3 時までとなります。



3. お取次ぎの流れ



以上

本件に関するお問い合わせ先
 広報室 早坂
 TEL: 023-623-1221(代表)